８　退職管理の状況

（１）退職管理の概要

○元職員による働きかけの規制

地方公務員法第 38 条の２の規定により、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前５年間に在籍していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後２年間、離職前５年間の職務上の行為をする（しない）ように、働きかけることが禁止されています。

・規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。

・元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出る義務があります。

（２）退職管理に係る届出状況（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）

届　出　等　の　種　別	件数
再就職者による依頼等の承認	0 件
公平委員会への通報	0 件